

## 【 申請にあたっての注意事項 】

### 各申請書共通

- ① 申請書右上の日付と同意書欄の日付は、次のとおりとしてください。  
3月14日（木）～3月29日（金）提出分 … 平成31年4月1日  
4月1日（月）以降 …………… 申請書を窓口に出す日
- ② 同意書欄に、券を利用する方の署名・押印をお願いします。  
券発行の際、利用者の個人情報確認のため必要になります。
- ③ 代行申請の場合、申請代行者（事業所名・氏名）を必ず記入してください。  
おむつ券の申請書には『申請代行者』欄に記入願います。  
それ以外は同意書欄右下の下線部分に申請代行者（事業所名・氏名）を記入してください。
- ④ 申請書を訂正する場合は申請者の訂正印を使用してください。  
ケアマネジャーの訂正印、修正テープ等は使用しないでください。
- ⑤ 申請書に記入する名前、生年月日、住所等のご確認をお願いします。  
申請書を通じて確認を行っているため、記載内容に誤りがあると、確認が難しく、  
交付できない場合があります。

### 家族介護用品購入費助成券（おむつ券）

#### 対象者 在宅かつ要介護1以上で、おむつを使用する高齢者を介護する家族

※ ただしおむつ使用者が市民税非課税の場合に限る。また、能代市内におむつ使用者を介護する家族または親族がいない場合は、おむつ使用者本人が申請者となる。

- ① 『申請者』には、おむつ使用者の家族（家族がいない場合は本人）の住所・氏名・続柄を記入してください。  
ケアマネジャーの氏名等は記入しないでください。
- ② 入院中、ショートステイ、グループホーム等を利用中はおむつ券の交付・使用は出来ません。

## 軽度生活援助事業利用券（シルバー券）

### 対象者 65歳以上の高齢者のみの世帯及びこれに準じる世帯

- ① 『同一世帯員の状況』は、同居している方がいる場合に記入してください。一人暮らしの場合は記入する必要はありません。
- ② 住基上同一世帯の人が居る場合、住基上は別世帯だが同居する人が居る場合は、その旨申請書に備考として記載してください。

## 訪問理容サービス券

### 対象者 在宅で寝たきりの65歳以上の高齢者

※ ただし本人が市民税非課税の場合に限る。寝たきりとみなす要件は要介護4以上または要介護3以下で寝たきり度がB1以上であること。

- ① 『身体的状況等』は、できるだけ詳しく記入してください。
- ② 入院中、ショートステイ利用中、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、グループホーム等へ入居及び入所中の方は対象になりません。

## 代理申請内訳書

- ① 券をお渡しする際のトラブルを防ぐため、3月中の申請には、代理申請内訳書の添付のご協力をお願いいたします。
- ② 事業所名・持参者名・受付日・申請者の氏名と、申請する券の左欄に○印を記入してください。  
受付後、右欄に交付番号を記載いたします。
- ③ 受け取りの際、提出いただいた代理申請内訳書と券を確認していただいたのち、下欄「受領者氏名」に署名をお願いします。  
署名いただいた代理申請内訳書のコピーをお渡しいたします。